

多摩中央公園改修整備・運営事業
公募設置等指針等に関する個別対話への回答

令和3年4月

多摩市

多摩中央公園改修整備・運営事業 公募設置等指針等に関する個別対話

No.	議題	資料名	該当箇所 (頁・項目)	確認したい内容	回答
1	公募対象公園施設の うち公共性の高いエ リアの使用料について	公募等設置指針 及び 公募設置等指針 等に関する質問 への回答	11頁第2-1-(6) 公募対象公園の使用 料の額 「公募設置等指針に関 する質問への回答」 NO8	「公募設置等指針に関する質問への回答」NO8 「公募対象公園施設としてのご提案である場合も、公共 性の高いスペースについては検討します。」とあるが、 公共性が高いことを判断する際の基準を提示願いた い。	現時点で詳細な基準は決まっていますが、公募対象公園施 設の利用者しか利用できない(又はそのような設えになっ ている)施設ではなく、公園利用者に開かれた環境及び運用方法と なっていることは、必須条件になるとお考え下さい。
2	G.L.Cの改修工事業務 を行う者	公募設置等指針	P27 d(d)	A等級に格付けされている業種は電気工事もしくは管工 事でも大丈夫でしょうか。	建築一式工事、電気工事、管工事のいずれかがA等級に格付 けされていれば、問題ありません。ただし、電気工事又は管工 事がA等級に格付けされている場合であっても、建築一式工事 についてはB等級以上に格付けされていることを条件としま す。 なお、公募設置等指針を修正します。
3	公募の手続きに関す る事項等	公募設置等指針	31頁 1.日程	応募手続きに関する日程変更をする場合があると記載 されていますが、具体的に変更可能か確認したい。	緊急事態宣言が延期され、構成企業との調整ができない状況 であると、複数の事業者より話を伺っておりますので、2~3ヶ 月程度の延伸を検討していきます。
4		公募設置等指針	35頁6	基本協定の締結後、業務ごとの契約(特定公園施設の 設計や監理、施工等)を結ぶ際の契約者と方法につい てご教示願いたい。	契約の締結については、公募設置等指針p.35~「6 契約の締 結等」に示すとおりのもを予定しています。 また、公募設置等指針p.35に記載の通り、特定公園施設建設・ 譲渡契約は、本市と代表法人の間で締結します。
5	きらめきの広場(池)に ついての提案	要求水準書	27頁イ(ア)	きらめきの広場の「親水空間」の考え方について教えて ください。	きらめきの広場は、常時、水を張らない空間とすることも可能で すが、親水空間として利用できる設えとしてください。なお、きら めきの広場の要求水準に記載のある「噴水」は、きらめきの広 場に設置することを想定していますが、カスケード側に設置す ることも可とします。 なお、要求水準書を修正します。
6	急斜面地の対策工事 について	要求水準書	31頁(カ)b	要求水準書p.31に「ユニットネット等の必要な対策工事」 とありますが、どのような工事を想定されていますか。	本市では、急傾斜地のレッド土砂災害特別警戒区域をイエ ロー土砂災害特別区域に変えることを目的に、ユニットネット工 法を計画しています。ユニットネット工法で提案してください。 なお、要求水準書を修正します。